

在外公館名称位置給与法*改正案の概要

(*在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律)

1 在外公館の新設

- 在ダナン総領事館(ベトナム)の新設(領事事務所からの格上げ)
- 近年の在留邦人数や日系企業数の増加により領事事務所では十分な行政サービスの提供が困難であるため、格上げにより領事体制を強化。
- 「自由で開かれたインド太平洋」の実現を念頭に、地域の要衝としての地政学的な重要性を踏まえ、格上げにより外交拠点を強化。



2 在勤基本手当

- 新設公館の職員の在勤基本手当の基準額の設定
- 公館新設に当たり、新設公館に勤務する職員の在勤基本手当の基準額を定める必要あり。
- 既存の在外公館の職員の在勤基本手当の基準額の改定
- 在勤基本手当の基準額に、最近の為替相場及び物価水準の変動等を反映する必要あり。
- 在外公館の職員の在勤基本手当の月額を他の職員との関係で必要なときに調整する措置の導入
- 一部の国内の幹部職員の扶養手当(配偶者分)の不支給・減額を在外職員にも反映させるため、国内の制度変更に応じて在勤基本手当の月額を調整できるようにする必要あり。

3 子女教育手当

- 在外公館の職員の子女教育手当の支給開始年齢の引下げ
- 国内において、幼稚園等を利用する3歳から5歳までの全ての幼児を対象として、幼児教育が無償化されたことを踏まえ、在外公館の職員の子女教育手当の支給開始年齢を現行の「4歳以上」から「3歳以上」に引き下げ。

4 その他

- 令和3年度予算関連法案のため、日切れ扱い
- 令和3年4月1日施行(ただし、新設公館部分の施行期日は、別途政令で定める。)